

自然災害（台風・地震等）への初期対応について

平素より、本校の教育活動へのご理解と協力ありがとうございます。

自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインに基づき、大田区に暴風警報・特別警報が発令された場合、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について、下記の通りといたします。児童の安全を確保するため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 暴風警報・特別警報が発令された時の対応

- (1) **午前7時に大田区に「暴風警報または特別警報」が発令されている場合は、臨時休業となります。**
- (2) **児童登校後に大田区に「暴風警報または特別警報」が発令された場合は、「暴風警報または特別警報」が解除されるまで、児童を学校に留め置き**ます。解除後に方面別の集団下校を実施します。なお、午後6時以降に「暴風警報または特別警報」が解除された場合には、保護者による引き取り下校を行います。対応に対する準備をお願いします。
- (3) **午前7時以降大田区に「暴風警報または特別警報」の発令が無くても、安全上の理由から保護者の判断で児童を自宅に待機させる場合には、欠席扱いにはなりません。**その際には、必ず**ご連絡**をお願いします。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の対応

- (1) **児童在校時に、大田区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、児童を学校に留め置き、保護者による引き取り下校を実施**します。保護者または代理人(引き取りカードに登録されている方)が引き取りに来られるまでは、児童は学校でお預かりします。
- (2) 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合でも、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を実施した後に、保護者による引き取りを実施することを原則とします。

3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

- (1) **午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業と**します。当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

※ ただし、自然災害の状況に応じて、上記以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。